

令和6年度第2回百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

会 議 次 第

令和6年10月22日（火）
富山労働総合庁舎5階大会議室

開 会

議 事

- 1 最低賃金改正による影響率について
- 2 金額等審議
- 3 その他

閉 会

資 料

- No.1 特定専門部会委員名簿
- No.2 百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会運営規程
- No.3 令和6年度特定最低賃金専門部会審議日程
- No.4 総括表（1）

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会

委員名簿

任命年月日：令和6年9月4日

区分	氏名	現職
公益代表	◎ ^{たか くら ふみ と} 高倉史人	高岡法科大学 法学部長 教授
	○ ^{なが お はる あき} 長尾治明	富山国際大学 名誉教授
	^{やなぎ はら さ ち こ} 柳原佐智子	富山大学 経済学部 教授
労働者代表	^{か とう けん すけ} 加藤健介	全大和労働組合 富山支部 支部長
	^{やま もと み すず} 山本望鈴	イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ グループ事務局次長
	^{すず き あきら} 鈴木彰	UAゼンセン 富山県支部 次長
使用者代表	^{え した おさむ} 江下修	富山県中小企業団体中央会 専務理事
	^{なか とし ゆき} 中俊之	株式会社大和 富山店 業務推進部長
	^{てら やま おさむ} 寺山収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事

◎は部会長、○は部会長代理

(敬称略)

富山県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

(委員の欠席)

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県特定最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和6年9月30日から施行する。

特定最低賃金専門部会審議日程

百貨店, 総合スーパー

	主な審議事項	日時・場所	
第1回	1 部会長、同代理選出 2 専門部会運営規程(案)審議 3 審議運営事項説明 4 審議日程(案)審議 5 労働経済等関係指標説明 6 最低賃金基礎調査結果説明 7 金額審議の留意点説明 8 最低賃金の名称変更 手続き説明 9 関係労使の意見聴取 10 金額等審議 ①労使各側の基本的主張 ②金額審議	期日	9月30日(月)
		審議時間	午前10時から
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第2回	1 金額等審議 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月22日(火)
		審議時間	午前10時から
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第3回	1 金額等審議 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月28日(月)
		審議時間	午後2時から
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室(501,502)
予 備 日		未 定	
第 5 回 本 審		11月1日(金) 午前10時00分から	

※ 委員全員の御都合がつかない場合は、欠席委員が少ない日を選定しております。

※ 専門部会3回(+予備)の日程を計画しましたが、途中で結審した場合は次回以降開催いたしません。

総括表(1) (産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

06年

総括表(1)

産業：12.百貨店, 総合スーパー

就業形態：(全て)

産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			年齢別					
		1～9人	10～29人	30人以上	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,664	0	0	1,664	0	19	996	232	416	0
954 - 954	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
955 - 955	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
956 - 956	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
957 - 957	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
958 - 958	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
959 - 959	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
960 - 960	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
961 - 961	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
962 - 962	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
963 - 963	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
964 - 964	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
965 - 965	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
966 - 966	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
967 - 967	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
968 - 968	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
969 - 969	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
970 - 970	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
971 - 971	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
972 - 972	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
973 - 973	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
974 - 974	(0.0)			(0.0)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	
975 - 975	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
976 - 976	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
977 - 977	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
978 - 978	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
979 - 979	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
980 - 980	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
981 - 981	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
982 - 982	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
983 - 983	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
984 - 984	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
985 - 985	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
986 - 986	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
987 - 987	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
988 - 988	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
989 - 989	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	

990	990	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
991	991	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
992	992	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
993	993	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
994	994	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
995	995	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
996	996	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
997	997	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
998	998	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
999	999	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
1000	1000	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
1001	1001	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
1002	1002	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
1003	1003	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
1004	1004	10 (0.6)			10 (0.6)		0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (2.3)	
1005	1005	29 (1.7)			29 (1.7)		0 (0.0)	0 (0.0)	10 (4.2)	19 (4.7)	
1006	1006	29 (1.7)			29 (1.7)		0 (0.0)	0 (0.0)	10 (4.2)	19 (4.7)	
1007	1007	29 (1.7)			29 (1.7)		0 (0.0)	0 (0.0)	10 (4.2)	19 (4.7)	
1008	1008	29 (1.7)			29 (1.7)		0 (0.0)	0 (0.0)	10 (4.2)	19 (4.7)	
1009	1009	29 (1.7)			29 (1.7)		0 (0.0)	0 (0.0)	10 (4.2)	19 (4.7)	
1010	1010	39 (2.3)			39 (2.3)		0 (0.0)	0 (0.0)	19 (8.3)	19 (4.7)	
1011	1011	39 (2.3)			39 (2.3)		0 (0.0)	0 (0.0)	19 (8.3)	19 (4.7)	
1012	1012	39 (2.3)			39 (2.3)		0 (0.0)	0 (0.0)	19 (8.3)	19 (4.7)	
1013	1013	39 (2.3)			39 (2.3)		0 (0.0)	0 (0.0)	19 (8.3)	19 (4.7)	
1014	1014	39 (2.3)			39 (2.3)		0 (0.0)	0 (0.0)	19 (8.3)	19 (4.7)	
1015	1015	213 (12.8)			213 (12.8)		0 (0.0)	58 (5.8)	58 (25.0)	97 (23.3)	
月平均賃金額		181,414	0	0	181,414	0	71,693	195,292	174,504	157,131	0
時間当平均賃金額		1,300	0	0	1,300	0	1,038	1,371	1,263	1,161	0
月一人当たり労働時間		134	0	0	134	0	69	136	133	132	0
第1・20分位数		1,015			1,015		1,020	1,015	1,010	1,015	
第1・10分位数		1,015			1,015		1,020	1,020	1,015	1,015	
第1・4分位数		1,035			1,035		1,020	1,080	1,016	1,020	
第4分位偏差係数		1,115			1,115		1,021	1,148	1,084	1,073	
		0.1726			0.1726		0.0171	0.1986	0.0457	0.0713	

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比